

第3章 目尾炭坑跡の沿革と概要

第1節 目尾炭坑の沿革

目尾炭坑は明治5年（1872）、筑豊御三家の一人である麻生太吉によって開坑された。「目尾御用炭」と名付けられた石炭は、汽船の燃料として使用された。明治7年（1874）には瓜生伊三郎、高野正蔵が6万坪の借区の許可を受け、斜坑と豎坑を開いたが地下水の排水が困難なため中止した。

その後、長崎出身の杉山徳三郎が目尾炭坑に目を付ける（図3-1-1）。杉山は、長崎海軍伝習所で砲術や蒸気理論を学んだのち、官営長崎製鉄所で働いていた経験を持つ人物である。明治12年（1879）年に開催された長崎博覧会でスペシャルポンプを見て、蓄積した蒸気機関の技術を活用した石炭産業への進出を考えていた。適当な鉱区を得るため、筑豊をはじめとする九州各地を調査した結果、交通の便などから目尾を一等地とし、明治13年（1880）に目尾炭坑を取得した。

杉山はスペシャルポンプ2台を持ち込み、明治14年（1881）に筑豊で初めて蒸気機関による排水及び採掘に成功した。ポンプによる排水成功の状況は日記『筑前炭山日記』に記されている（図3-1-2）。明治2年（1869）に長崎県の高島炭鉱で日本で初めて蒸気機関が導入されて以降、筑豊でも片山逸太、貝島太助、帆足義方らが蒸気機関の導入に挑戦するものの失敗に終わっており、目尾炭坑での成功は多方面から注目されることとなった。この成功により、瞬く間に蒸気機関が筑豊の炭坑に普及し、炭坑の近代化を促進した。明治18年（1885）には深さ180尺（55m）の豎坑の掘削に成功し、筑豊に深い豎坑が展開していった。

明治24年（1891）には、坑主の役割を甥の松太郎に一任し、後に松太郎へ売却した。一時経営不振に陥ったものの、明治27年（1894）に日清戦争が始まると炭価は高騰し、石炭市場は急速に拡大した。

筑豊全体の出炭量が増加したことで輸送力の増強が求められるようになり、石炭の輸送は水運から鉄道による陸運に切り替えられていった。目尾炭坑近辺でも、明治27年に小竹から幸袋を結ぶ幸袋線が開通した。幸袋線の開通まで掘り出された石炭は遠賀川岸まで炭車で運ばれ、川艀に積み込まれていたが、開通後は鉄道により運搬されるようになった。

明治29年（1896）には、古河財閥の創始者である古河市兵衛が目尾炭坑を買収し経営にあたった。明治36年（1903）には出炭量が34万ト^{ふるかわ}となり、筑豊における屈指の炭坑となった（図3-1-3）。



図3-1-1 杉山徳三郎

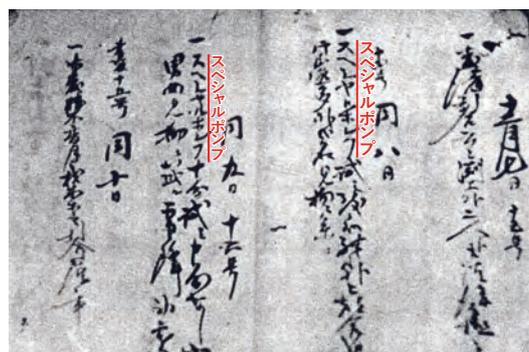


図3-1-2 『筑前炭山日記』

明治13年12月8日にスペシャルポンプの試運転が成功したことが記されている。

この時期になると坑道の延長も長く、かつ深部へと移動しており、蒸気機関では蒸気管の延長による熱効率の悪化や坑道内の温度上昇などに対応できなくなっていた。そのため、明治39年(1906)に目尾発電所を建設し、従来蒸気機関に依存していた運搬、排水、通気などの原動力を電力に改めた。

第一次世界大戦期の石炭ブームの中で古河の経営する諸炭坑も増産に努めた。目尾炭坑はすでに採炭予定量のほとんどを採炭していたものの、底3尺層の掘進もあって、古河の炭坑の中でも最も出炭量が多く、大正6年(1917)には50万トにも達した(図3-1-4)。しかし、昭和に入る頃には残炭整理を主とせざるを得なくなり、昭和4年(1929)6月には採掘を中止し、その役割を終えた。



図 3-1-3 目尾炭坑 (明治 34 年頃)



図 3-1-4 目尾炭坑 (大正 5 年頃)

出典：『古河鉱業西部鉱業所 20 周年記念写真帳』

第 2 節 調査の成果

数度にわたる調査の結果、目尾炭坑跡の地下には施設の基礎遺構が良好な状態で保存されていることが明らかとなった。

主な遺構としては、コンクリート製蓋とそれに隣接して凸形状煉瓦積台座と方形煉瓦積台座が検出されている。東京帝国大学(現東京大学)の学生が炭鉱で実習した報告書などに添付されている設計図(図3-2-1)や模式図(図3-2-2)より竪坑から排気を促す扇風機と扇風機を動かす発動機を設置した台座であることが判明し、コンクリート製蓋が竪坑であることが確認され、竪坑の位置を特定することができた。また、八角形煙突の下部や円形煙突台座が検出され、前者は汽缶場、後者は発電所にそれぞれ伴うものであることも確認された。さらに排水管や吸水(給水)ポンプを設置した台座、建物の基礎が検出され、特に吸水ポンプや建物の基礎は汽缶場・発電所とともに施設配置図などからも確認できた。検出された遺構は煉瓦積台座など各施設の基礎遺構であるが、竪坑をはじめとして目尾炭坑跡の採炭の変遷を具体的に追うことが可能となった。

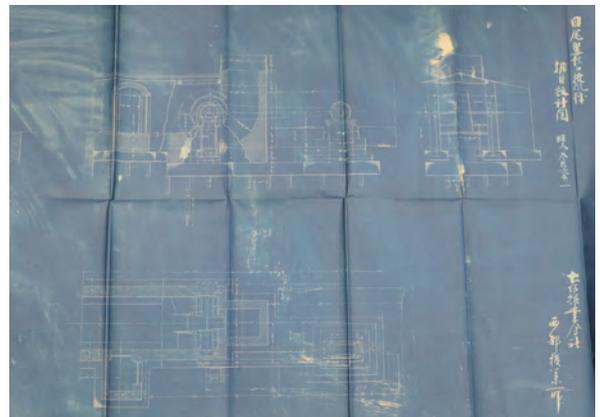


図 3-2-1 『目尾炭坑報文』設計図

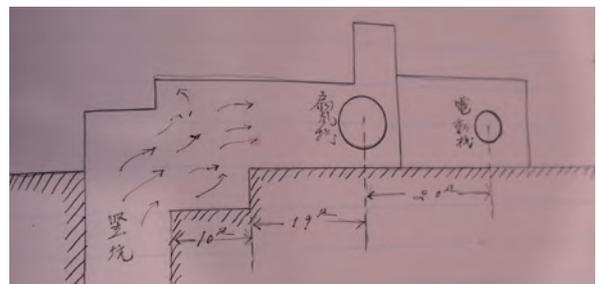


図 3-2-2 『古河西部鉱業所目尾炭坑報告』模式図

調査で得られた情報を基に、歴史的事象などから目尾炭坑の変遷はⅠ期からⅣ期の4つの区分に分けられることが判明した。

(1) Ⅰ期 スペシャルポンプ導入期 (明治13～27年頃)

杉山は明治13年(1880)にスペシャルポンプの試運転に成功し、翌年明治14年(1881)に筑豊で初めて蒸気機関による機械的排水に成功した。これ以前は人力による排水を行っており(図3-2-3)、目尾炭坑での蒸気機関の導入は、筑豊炭田にとって画期的な技術革新であった(図3-2-4)。

このときポンプを据えた竪坑がコンクリート製蓋の下にあるとされる。また、平成25年度調査で排水土管の台座が、平成27年度調査で煉瓦積壁状遺構が確認できた。両者ともに竪坑に近い位置にある点や竪坑で利用するポンプなどの蒸気機関と坑内排水の施設とみられることから、当該期の施設とみられる。



図3-2-3 段汲



図3-2-4 スペシャルポンプ

(2) Ⅱ期 古河による発展期 (明治29～37年頃)

明治29年(1896)に古河市兵衛が買収、明治32(1899)年に古河西部鉱業所が設置された。また、竪坑に隣接して煉瓦積凸形状台座と煉瓦積方形台座が確認できる。東京帝国大学(現東京大学)の実習報告に掲載されている図面から竪坑を排気坑として使用するために扇風機や発動機を設置した台座であることが判明した。また、八角形煙突とその手前の壁状遺構は汽缶場の遺構とみられる。

(3) Ⅲ期 古河鉱業による電化期 (明治38年～昭和3年頃)

明治38年(1905)3月21日に古河鉱業株式会社が設立され、明治39年(1906)6月に目尾発電所を建設された。これによって従来蒸気機関に依存していた運搬・排水・通気などの原動力に電力が導入された。円形煙突やモルタル床面などは発電所と発電所の汽缶場関連とみられる(図3-2-5)。



図3-2-5 『目尾炭坑報文』配置図

(4) IV期 古河鉱業による管理期（昭和4年～令和元年）

昭和4年（1929）に古河鉱業株式会社は目尾炭坑の採掘を中止した。その後、土地の管理は古河機械金属株式会社（平成元年（1989）に古河鉱業株式会社より社名変更）が行ってきた。太平洋戦争終結後は近隣の小規模炭鉱から運ばれた石炭を目尾炭坑で降ろして貨車に移し、運搬路線として使用していた。発掘調査では、平成20年度調査で線路、平成22年度調査で石垣と線路が確認できた。

上述のように目尾炭坑跡は筑豊で初めて蒸気機関を導入することで近代化を推し進めていく契機となった重要な炭坑である。その後も電化などにより出炭増加を実現させていった我が国の近代化を支えた筑豊炭田を代表する炭坑の遺跡である。こうしたことが発掘調査で検出した構造物などから明らかとなった。また、明治初期以降において川舩から鉄道への石炭運搬の変遷を追うことができ、現在も遠賀川と鉄道との関係性を理解できる景観を残している点は貴重である（図3-2-6）。



図 3-2-6 目尾炭坑跡周辺航空写真（南上空から）

第3節 指定に至る経緯

平成21年（2009）1月、筑豊地域の旧三井田川鉱業所伊田竪坑櫓および同第一・第二煙突（田川市）、旧伊藤家住宅（飯塚市）を含む「九州・山口の近代化産業遺産群」がユネスコ世界遺産暫定一覧表に記載された。この過程で、田川市では伊田坑跡の地下遺構を把握して、一帯を国指定史跡として保護する方法を検討するため、平成21年度より範囲内容確認を目的とした発掘調査を開始した。一方、本市では、旧伊藤家住宅に加えて、筑豊炭田初期の蒸気機関導入による技術の変遷を示す目尾炭坑跡への関心も高まり、竪坑の位置特定を目的とした範囲内容確認調査を、平成20年度より開始した。

しかしながら、本市および田川市の資産を含む筑豊地域の炭坑関連遺跡は、重要性は高く評価されながらも、平成21年10月に「九州・山口の近代化産業遺産群」の構成資産から除外された。その後の方針として、国・福岡県および関係市と協議の結果、伊田坑跡と目尾炭坑跡を群としてまとめた「筑豊炭田遺跡群」として、引き続き国指定史跡を目指すこととし、両遺跡では範囲内容確認調査を継続して実施することとした。

本市および田川市では、それぞれで設置した調査指導委員会の指導のもと、遺跡の範囲内容確認を目的とした発掘調査を平成27年度まで継続して行った。なお、調査後は両者とも埋戻しを行って、原状に復旧し保存を図っている。調査成果については、『目尾炭坑跡』（飯塚市文化財調査報告書第50集、飯塚市教育委員会、2016年）、『三井田川鉱業所伊田坑跡』（田川市文化財調査報告書第15集、田川市教育委員会、2016年）を刊行した。同様に、福岡県教育委員会および関係市町村教育委員会の担当者らによって、筑豊炭田遺跡群の現況把握を目的とした悉皆調査を実施した。この成果については、『三井田川鉱業所伊田坑跡』に掲載し、今後の保護のための前提資料とした。

一方、当初は本市および田川市で国指定史跡の枠組みを検討していたが、直方市においても旧直方会議所等の国指定史跡を念頭に置いた調査を行い、『筑豊石炭鉱業組合直方会議所及び救護練習模擬坑道保存対策調査報告書』（直方市文化財調査報告書第48集、直方市教育委員会、2017年）を刊行したことで、3市による国指定史跡の枠組みで進めることとなった。

条件が整ったことから、平成30年（2018）1月に3市はそろって意見具申を行って、同6月に国文化審議会の答申を経て、平成30年10月15日の官報告示により、筑豊炭田遺跡群は国指定史跡となった。

第4節 史跡の概要

目尾炭坑跡は、田川市に所在する伊田坑跡、直方市に所在する旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所及び救護練習所模擬坑道とともに、筑豊炭田遺跡群として国の指定を受けている。

以下、指定告示と指定説明等を示す。

(1) 指定告示

官報告示文

名称 筑豊炭田遺跡群

指定年月日 平成30年(2018)10月15日

文部科学省告示第百八十九号(史跡に指定する件)

名称	所在地	地域
筑豊炭田遺跡群	三井田川鉱業所伊田坑跡	
三井田川鉱業所伊田坑跡	福岡県田川市大字伊田	二七一三番四、二七二八番二、二七三四番一、二七三四番二、二七三四番三、二七三五番一、二七三五番二、二七三五番四、二七三五番一五、二七三五番一八、二七三五番二一、二七三五番二二、二八〇二番七、二八二四番一、二八二五番、二八二六番、二八二七番、二八二八番二、二八二九番二、二八三二番一、二八三三番、二八三四番、二八三四番二、二八三五番一、二八三五番三、二八三七番一、二八六〇番、二八六一番、二八六一番二、二八六二番、二八六三番、二八六四番、二八六五番一、二八六六番一、二八七七番一
目尾炭坑跡	目尾炭坑跡	
	同 飯塚市目尾字松崎	九三七番三のうち実測六三.三四平方メートル
	同 飯塚市目尾字山の谷	一一五五番、一一五六番、一一五七番、一一五八番、一一五九番、一一六二番四のうち実測一六七六.七七平方メートル、一一六二番六のうち実測二四三〇.六九平方メートル
	同 飯塚市目尾	二六三七番六のうち実測二八八四.七二平方メートル 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福岡県教育委員会及び飯塚市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所及び救護練習所模擬坑道	旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所及び救護練習所模擬坑道	
	同 直方市大字直方	六七四番一九のうち実測九三四.六四平方メートル、六七四番四〇のうち実測六四.七七平方メートル、六七四番四五のうち実測一三一.二一平方メートル、六九三番四のうち実測二二三〇.六九平方メートル 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福岡県教育委員会及び直方市教育委員会に備え置いて縦覧に供する

(2) 指定説明

指定理由について、『月刊文化財』平成30年9月号より全文引用し、以下に記載する。

筑豊炭田遺跡群は、福岡県北部、旧筑前国四郡（遠賀・鞍手・嘉麻・穂波）・旧豊前国田川郡（これら五郡を筑豊地域と呼ぶ）に位置し、かつ遠賀川流域に南北四六キロメートル、東西二六キロメートルにわたって開発された炭田遺跡群である。炭鉱開発が本格化した明治中期から第二次大戦中にかけて、我が国最大の炭田であった。

筑豊で採炭された石炭は、西日本を中心に供給され、鉄道・船舶の燃料や鉄鋼業、紡績業等の燃料として利用され、香港・上海でも使用された。炭鉱経営は三井、三菱、住友などの中央財閥によるものの他、筑豊御三家といわれる貝島、安川、麻生などの筑豊地方の有力者、小坑主によるものまで、最盛期は二六五鉱に達した。

筑豊の石炭は、一八世紀中頃から塩田の燃料として利用されていたが、明治政府は明治六年に日本坑法を施行し、それに基づき明治七年には筑豊五郡で二一〇の借区が誕生し、二五万坪が許可された。明治十九年には筑豊の借区は四八三借区、二〇〇万坪となった。明治政府は明治六年に三池炭鉱、同七年に高島炭鉱を官収したが、筑豊では官営は進まなかったため、福岡県では、石炭鉱業の改良発展のための施策を民間鉱業を軸としたものとした。小坑濫立と遠賀川による石炭運搬に使用された川艦の統制のために明治十八年に「筑前国豊前国石炭坑業組合」が発足し、明治二十六年には「筑豊石炭鉱業組合」と改称した。明治二十七年に日清戦争が始まると、日本海軍に石炭を供給したことで炭価が高騰し石炭市場が拡大した。そして、戦争終了後は極東に列強が進出すると、門司港から石炭が輸出されていき、明治三十年には筑豊炭田は全国産出量の五〇%を超えた。その背景には蒸気機関による排水や、堅坑の巻上げなどの機械化があった。また、明治末期には地下二〇〇～三〇〇メートルに及ぶ堅坑が現れたが、堅坑が深部になると爆発事故が起きるようになり、筑豊石炭鉱業組合でも安全対策が大きな課題となった。昭和十五年を出炭量のピークとしてその後は漸減し、昭和四十八年までに筑豊炭田は閉鎖となった。

福岡県教育委員会では、筑豊炭田の重要性に鑑み、平成二十二から二十七年まで筑豊炭田遺跡群の悉皆調査を行った。調査対象の遺跡には、坑口そのものをあらかず炭坑、複数の坑口をもつ事業所、石炭を運搬した鉄道や川、石炭を取り扱う会社や組合、炭坑経営者の建物、ボタ山などがある。今回保護を図ろうとする遺跡は、このうち歴史的意義が深く、残存状況が良好な以下の三箇所の遺跡である。

三井田川鉱業所伊田坑跡は、筑豊炭田東南部の内陸部にあり、筑豊最大規模を誇った三井田川鉱業所の主力坑跡である。明治三十三年に三井鉱山が伊田斜坑を買収し、隣接した伊田堅坑（深さ、第一堅坑三六一メートル、第二堅坑三六二メートル）を明治四十二から四十三年に掘削し、日本三大堅坑の一つと称され、大正末期には三池炭鉱に次ぐ大炭鉱となった。エネルギー革命後の昭和三十九年に閉山した。閉山後にほとんどの炭鉱施設は撤去されたが、明治四十三年築の鉄骨造第一堅坑櫓一基と、炭坑節でも唄われた明治四十一年築の煉瓦煙突二基が残存する。平成二十一から二十七年にかけて田

川市教育委員会により発掘調査が行われ、竪坑の巻上機室や汽缶場の基礎などの地上遺構とかかわりのある遺構や、隣接する鉄道に石炭を排出した選炭場の基礎が確認された。

目尾炭坑跡は嘉穂盆地の北部にあり、隣接して遠賀川が流れている。明治五年に開坑し明治十三年に杉山徳三郎すぎやまとくさぶろうが所有した。翌十四年にスペシャルポンプを活用して筑豊で初めて蒸気機関による排水に成功し、明治十八年には深さ一八〇尺の竪坑の掘削に成功した。この成功によって筑豊に深い竪坑が展開していった。明治二十九年に古河市兵衛ふるかわいちべえが目尾坑を買収し、三十六年には筑豊屈指の炭坑となったが、三十九年頃には採炭予定量の掘削を終えた。飯塚市教育委員会では平成二十一から二十七年に発掘調査を行い、杉山が蒸気機関による排水に成功した竪坑を覆うコンクリート製蓋とその竪坑から出る排気を外に出すための扇風機の煉瓦積台座、円形や八角形の煙突基礎、鉄道の引き込み線などを確認した。

旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所は、先述の筑豊石炭鉱業組合が明治四十三年に石炭流通の中心地であった直方に作った会議所である。木造二階建て瓦葺の洋風建築で、二階が会議室であった。安川、麻生、貝島、伊藤をはじめとする筑豊の炭坑経営者たちが集まり、採炭制限や石炭カルテル、労働問題、保安対策、筑豊鉱山学校の建設などについて議論した。救護練習所模擬坑道は、筑豊石炭鉱業組合により明治四十五年に作られた木造の坑道に始まり、現存のものは大正九年に設置された、煉瓦造と鉄筋コンクリート造の部分及びのちに付加されたプレキャスト板鉄骨造の部分があるアーチ型の練習坑道である。総延長一〇五.九メートルあり、暖房設備や煙やガスを発生させる設備を併設する。炭坑の深部掘削を背景とした爆発事故に対応して作られ、昭和四十三年まで述べ四万五〇〇〇人以上が救護練習を行った。平成二十八年に直方市教育委員会により調査が行われ、会議所の施工が鴻池忠治郎こうのいけちゅうじろうであることが明らかになり、詳細な図面が作成された。現在は直方市石炭記念館となっており、これら施設のほかに記念館別館などが建てられている。

以上のように筑豊炭田遺跡群は、我が国を代表する炭田である筑豊炭田の主要な遺跡から構成される遺跡群であり、石炭業を採炭、運搬、労働環境など多岐の面より理解する上で重要である。よって史跡に指定し保護を図ろうとするものである。

(3) 目尾炭坑跡の現況

1) 土地所有状況

史跡指定地（約 11,820 m²）は令和元年度において用地買収を行い、すべてが本市の所有地となっている。

2) 土地利用状況

史跡指定地は更地になっており、雑草や樹木が生い茂っている。北側は山林であり、指定地内の一部も山林の斜面地となっている。

南側の道路は、かつて採炭された石炭を運んだ旧幸袋線であるが、昭和 44 年（1969）の廃線後、道路として利用されている。西側には、本市の下水道施設が隣接している（図 3-4-1、3-4-2、3-4-3）。

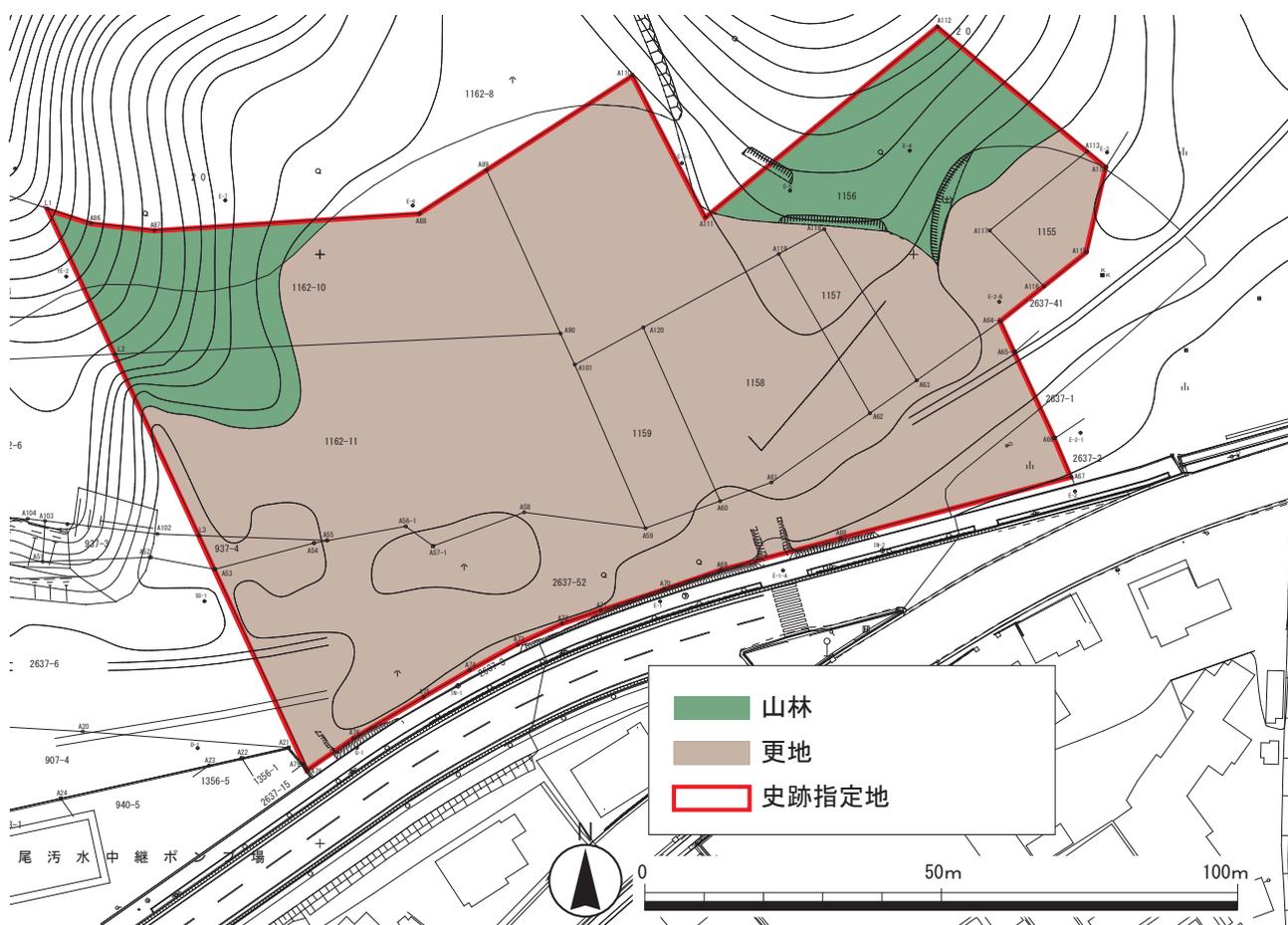


図 3-4-1 土地利用状況

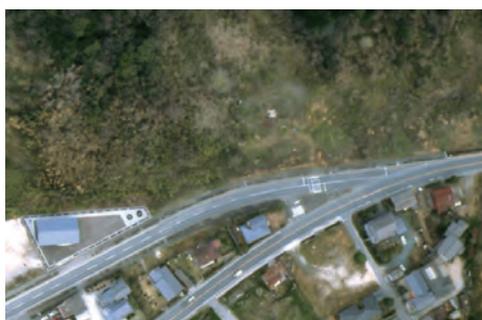


図 3-4-2 史跡の全景



図 3-4-3 近景（東から）

第4章 筑豊炭田遺跡群の価値と目尾炭坑跡の構成要素

第1節 筑豊炭田遺跡群の価値

「第2章 筑豊炭田遺跡群の概要」、「第3章 目尾炭坑跡の沿革と概要」を踏まえ、筑豊炭田遺跡群の価値を以下に整理する。

(1) 史跡としての価値

平成30年(2018)10月15日の史跡指定にあたって、指定説明では、群としての説明と単体としての説明が記されている。

以下、筑豊炭田遺跡群の史跡としての価値を、遺跡群としての価値、そして目尾炭坑跡としての価値(単体としての価値)の要点を以下に整理する。

1) 遺跡群としての価値

筑豊地域には坑口そのものをあらかず炭坑、複数の坑口をもつ事業所、石炭を運搬した鉄道や河川、石炭を取り扱う会社や組合、炭坑経営者の建物、ボタ山などがあるが、このうち、筑豊炭田遺跡群を構成する伊田坑跡、目尾炭坑跡、旧直方会議所等の3か所は特に残存状況が良好であり、歴史的意義も深い。

筑豊炭田は日本の近代化と戦後の復興を支えた日本最大の炭田であり、出炭量は明治後期から昭和初期にかけて、国内の石炭の約半数に近い出炭量を誇った我が国を代表する炭田である。筑豊炭田遺跡群は、筑豊炭田の主要な遺跡から構成される遺跡群であり、石炭産業を採炭、運搬、労働環境など多岐の面より理解する上で重要な遺構である。

2) 目尾炭坑跡としての価値

目尾炭坑は、筑豊で初めてスペシャルポンプによる排水に成功した炭坑である。目尾炭坑での蒸気機関の導入を機に筑豊の諸炭坑は急速に近代化を推し進め、出炭量を増加させていった。その後、日清戦争に石炭市場の拡大、門司港からの石炭輸出の拡大を経て、筑豊は我が国最大の産炭地となった。

スペシャルポンプを使用した堅坑に関連する構造物は保存状態が良好であり、目尾炭坑跡は、筑豊炭田の近代化の流れを理解することができる重要な遺構と言える。

また、目尾炭坑では、鉄道による石炭の運搬が主流になるまで、掘り出された石炭を川岸まで炭車で運び、川艦に積み込み河口の若松港まで運んでいた。杉山徳三郎も運搬において遠賀川を利用するうえで地理的条件に恵まれた目尾の地を重視したと思われる。明治27年(1894)に幸袋線が開通すると、目尾炭坑は幸袋線に接していることから、鉄道による運搬に交代する(図4-1-1)。このように目尾炭坑跡では、遠賀川での川艦による運搬から鉄道による運搬へ石炭の運搬手段の変遷を追うこ



図4-1-1 船頭と陸蒸気

とができる。今も周辺の地形などから当時の様子を想像できる貴重な遺構と言える。

(2) 炭坑関連遺跡群としての価値

本市には、目尾炭坑跡以外にも多くの炭坑関連遺跡が所在している。

主な炭坑関連遺跡としては、旧伊藤家住宅（旧伊藤傳右エ門氏庭園）、嘉穂劇場、忠隈炭鉱ボタ山群、巻き上げ機台座が挙げられる。

それぞれ、本市に残る炭鉱経営者の住宅、当初炭鉱経営者等の出資により建てられ、その後再建築され現在も営業している大衆演劇場、最盛期の筑豊炭田を象徴する巨大なボタ山群、近代化された煉瓦造りの巻き上げ機台座である。

それぞれの遺跡の性格は異なるが、明治初期から昭和期に到るまで稼行した炭坑関連遺跡であり、目尾炭坑跡を起点として遠賀川沿いに南北約 10 km にわたって点在している（図 4-1-2）。

目尾炭坑跡を含むこれらの関連遺跡は、本市の炭鉱が操業していた当時の状況を多様な視点で理解するうえで貴重である。

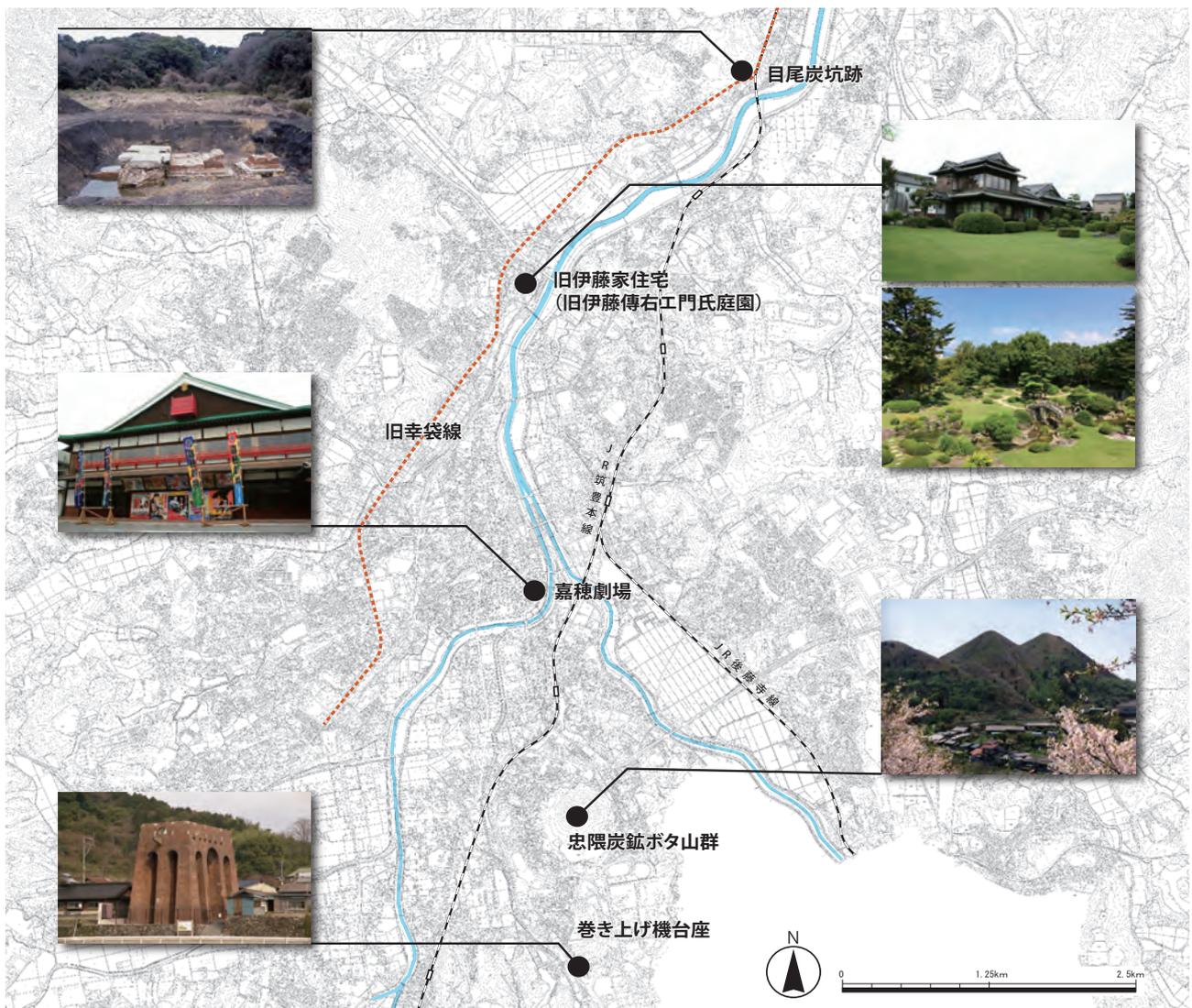


図 4-1-2 主な炭坑関連遺跡の位置

第2節 目尾炭坑跡の構成要素

(1) 構成要素の分類

筑豊炭田遺跡群の価値を踏まえ、目尾炭坑跡の構成要素を史跡指定地内のものと、史跡指定地外のものに分けて分類する（図4-2-1）。

【史跡指定地内】

史跡としての価値を構成する要素は、目尾炭坑が稼働していた頃の遺構を指す。史跡としての価値を補完する要素は、目尾炭坑での採掘を終えた後の近隣の小規模炭坑に関連する遺構または、現時点では詳細が不明なものの近隣の小規模炭坑に関連する可能性がある遺構を指す。その他の要素は、上記以外で史跡指定地内に所在する要素を指す。

【史跡指定地外】

炭坑関連遺跡群としての価値を構成する要素は、本市に所在する炭坑関連遺跡を指す。

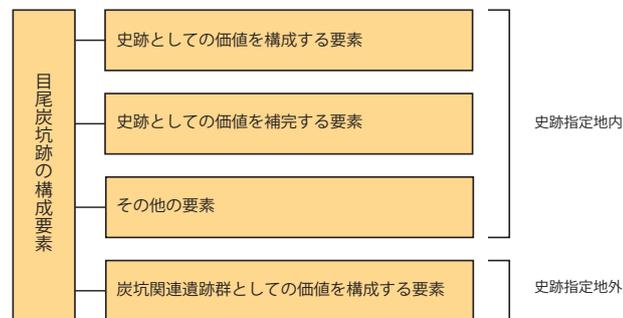


図4-2-1 構成要素の分類

(2) 構成要素の整理

4つの分類に基づいた目尾炭坑跡の構成要素について整理する（表4-2-1、図4-2-2、図4-2-3）。

表4-2-1 構成要素の整理

範囲		構成要素の分類	構成要素
計画対象範囲	史跡指定地	史跡としての価値を構成する要素	①コンクリート製蓋と煉瓦台座群 ②八角形煙突 ③円形煙突台座 ④モルタル床面 ⑤建物跡 ⑥排水管台座 ⑦給水ポンプ座 ⑧煉瓦積壁状遺構
		史跡としての価値を補完する要素	⑨線路 ⑩石垣溝・排水管 ⑪石垣 ⑫建物基礎
		その他の要素	⑬樹木
※丸数字は P45,46 の写真と対応			
	史跡指定地外	炭坑関連遺跡群としての価値を構成する要素	旧伊藤家住宅 旧伊藤傳右工門氏庭園 嘉穂劇場 忠隈炭鉱ボタ山群 巻き上げ機台座

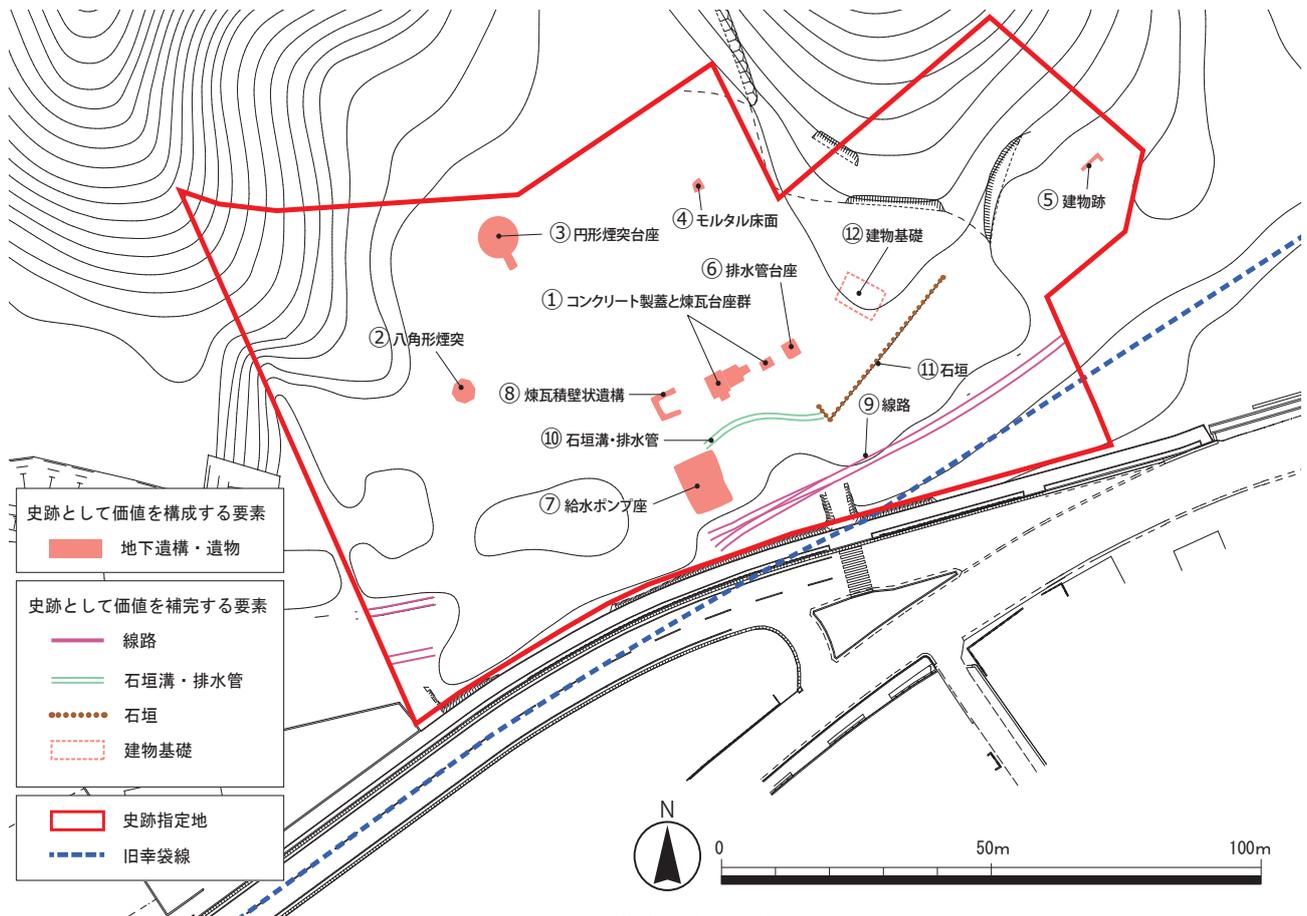


図 4-2-2 構成要素の分布図

史跡としての価値を構成する要素



① コンクリート製蓋と煉瓦台座群

コンクリート製蓋の下に堅坑があり、排気坑として使用していた施設である。煉瓦積台座は扇風機と発電機を載せる台座である。



② 八角形煙突

八角形の煙突部分（現存高 1.5 m）と台座である。煙突の南側底部が開いているが、汽缶場からの連絡部分とみられる。



③ 円形煙突台座

直径約 8 m の円形煙突の台座部分である。南側に長さ約 3 m、幅 1.7 m、高さ 1.3 m のトンネル状構造物が取り付く。



④ モルタル床面

地表下 3 m で検出した 2.5 m × 0.5 m のモルタル製の床面で格子状に細い溝が彫り込まれている。配置図から発電所関連とみられる。

図 4-2-3 構成要素の一覧 1/2



⑤建物跡

長さ 6m 以上の煉瓦基礎と排水溝として利用した半裁土管、便所遺構が確認されている。配置図から合宿所とみられる。



⑥排水管台座

長さ幅 3 × 3.5 m の台座の南壁中央には直径 0.6 m、長さ 1 m の土管を連続して 2 カ所取り付けられている。遠賀川へ排水するものとみられる。



⑦給水ポンプ座

長さ約 10 m、幅 7.3 m を測る。南壁に鉄管が取り付けられており、遠賀川より水を取り入れる施設であるとみられる。



⑧煉瓦積壁状遺構

長さ約 6m、幅 5m、厚さ約 0.95m を測る煉瓦製の壁状構造物である。東側の壁及び床面は検出されていない。

史跡としての価値を補完する要素



⑨線路

目尾炭坑の採掘が中止した後に露天掘りや各炭鉱から持ち込まれた石炭を運搬する引き込み線として利用された。



⑩石垣溝、排水管

目尾炭坑の採掘が中止した後に土地利用するための排水等に必要施設と考えられる。



⑪石垣

目尾炭坑の採掘が中止した後に露天掘りや各炭鉱から持ち込まれた石炭を運搬する際に関係した構造物と思われる。



⑫建物基礎

目尾炭坑の採掘が中止した後に露天掘りや各炭鉱から持ち込まれた石炭を運搬する際に関係した建物と思われる。

図 4-2-4 構成要素の一覧 2/2